

E S 細胞指針における使用研究について論点

平成20年7月16日

生命倫理専門調査会事務局

論点1

1. 胚を滅失して作製されるということにより、使用研究も厳しく規制されているが、それは、研究が進展したからといって変わるものではないのではないか。

しかし、平成19年のE S細胞指針改正で、胚由来であっても、分化細胞は分化能が無くなっていることと等の理由で、指針の規制対象から外している。

2. 「あらゆる細胞に分化できる性質を持っているところから、倫理上の問題を惹起する可能性がある。」（平成12年3月、ヒト胚小委）ということも、使用研究を厳しく規制する理由にされている。

多くの国では、樹立研究は非常に厳しく規制しているが、使用については機関内倫理審査委員会に任されている。日本でそのように出来なかったのは、E S細胞が多様なものに分化するというところで、慎重な取扱いが必要だと、当時考えられていたため、現状でもそう考えるべきか。

分化能において、i P S細胞とE S細胞に大きな差はないが、規制面では大きな差がある。

3. 使用研究は「ヒト胚そのものの滅失を伴うわけではないことから、将来的には研究の実績を踏まえ、類型化がなされたものについてはその手続き等を見直すことも想定される。」（平成12年3月、ヒト胚小委）とされている。

論点2

1. 国の関与のあり方

E S細胞の樹立研究とともに、使用研究についても国の二段審査になっているが、本来は二段目で審査するわけではなく、二段目は確認である。

I R B・倫理審査委員会について、まだ、体制ができていない機関があるのではないか。その結果、実際の運用の中で内容まで立ち入って審査しなければならない場合があるのではないか。

外部倫理審査委員会の利用や、分配機関での倫理審査をきちんとするようなシステムにしたほうがよいのではないか。

論点3

1. 生殖細胞への分化研究は禁止されているが、禁止事項はそのまま禁止事項として認めなければいけないのかどうか。禁止事項も見直してはどうか。

2. 樹立研究についても検討すべき点がある。しかし、差し当たって使用研究のほうの改正を検討するのは、比較的簡単なことと思われる。